



安全衛生委員会欠席(休日出勤)に対して処分が出る!



宇都宮運輸区分会長に対する

# 不当処分

を許すな!

## これが事実だ!

## 問題点

- ①安全衛生委員である当該組合員は休日明示が発表された時、担当の管理者が誤り、安全衛生委員会開催日に休日を指定された。
- ②それを申告された当該組合員はその誤りを了承し、休日で安全衛生委員会に参加する意思を示す。
- ③当該の組合員はそれを自分の手帳に誤って違う日を記載してしまう。  
 <<...月日が経ち...>>
- ④次勤務確認の際、当直との対面で行う退勤点呼で3日後の勤務を当直から承認された。安全衛生委員会の日にちを誤認したままであったが、会社からの休日出勤の明確な指示がなかった。  
 (なお補足で勤務指定表にも「時間超勤」などの明確な記載がないことは確認されている)
- ⑤安全衛生委員会当日に自宅にいたところ会社からの連絡がなく、他の参加者より連絡があり気付く。
- ⑥当直に連絡するも指示をされるまで待機となり、指示されてから職場に寄り着替えて会議室に行ったが安全衛生委員会は終了していた。

赤字は会社のミス  
青地は当該組合員のミス

- ・会社の点呼時に明確な指示がなく、場所・時間・業務内容の指定がされていない。
- ・当日の勤務認証は「特休」であり、当直から勤務認証されていたもの。
- ・管理者も非を認め、当該組合員に謝罪している。
- ・後日、管理者から聞き取りが行われ、必要書類としての「状況報告書」の提出が求められる。
- ・その必要はないと「提出を拒否」するも「業務指示」で提出させられる。

### その結果「**嚴重注意**」処分

他職場で過去に同様の事象が複数あり、そのときは一切のおとがめなし! 違いは何か!? おかしいぞ!



「処分」ではなく、**会社の非を認め、原因究明で再発防止に努めよ!**

**傲慢で強権的な職場支配体制を許すな!**  
**安心して働ける職場、健全な会社にするためにたたかおう!**